令和9年4月新規入所申込みのご案内

保育所・こども園の保育部分・小規模保育事業所等の保育施設は、保育を必要とする要件がある家庭のみ入所できます。
入所申込みは、保育を必要とする認定（以下「２・３号認定」）の申請と同時に行います。

申込できる家庭

次の１・２の両方に当てはまる家庭が釜石市の２・３号認定の対象となり、保育施設の入所申込ができます。

１．保護者と申込児童の住民票が釜石市にある。

２．申込児童の保護者（原則として父母）が次のいずれかの事情で保育できない状態にある。

（1）１か月に48時間以上就労している（自営業・夜間勤務・内職などを含む）
（2）出産の前後である（出産予定日８週前の月の初日から出産後８週の月の末日まで）
（3）病気、負傷、心身に障がいがある　　（4）病気や高齢の親族の看護・介護をしている
（5）火災、風水害、震災等の被害があり、復旧に当たっている
（6）求職活動をしている（入所後２か月以内に就労決定することが前提）
（7）１か月に48時間以上就学している（職業訓練校を含む）
（8）虐待やＤＶのおそれがある場合
（9）その他、上記に類する状態と市長が認めた場合

【ご注意ください】

２・３号認定を受けた後、または保育施設等に入所した後に上記の要件に該当しなくなったときは、保育施設等の利用ができなくなり、２・３号認定も取消します。

例：求職活動の期限である２か月以内に就労しない場合

申込できる保育施設

※定員は変更となる可能性があります。
※認定こども園の幼稚園部分をお申込の場合は直接園へお問い合わせください。

分類	保育施設名	受入可能月齢	定員	所在地
認定こども園	かまいしこども園（保育部分）	生後3か月～就学前	80	天神町5-13
	甲東こども園（保育部分）	生後3か月～就学前	95	野田町4-6-8
	正福寺幼稚園（保育部分）	3歳～就学前	30	甲子町10-8-4
	平田こども園（保育部分）	生後2か月～就学前	66	大字平田4-10-2
	神愛こども園（保育部分）	生後2か月～就学前	35	上中島町4-2-20
	市立上中島こども園（保育部分）	生後8週～就学前	51	上中島町3-5-17
認可保育所	中妻子供の家保育園	生後2か月～就学前	60	中妻町1-13-22
	小佐野保育園	生後2か月～就学前	60	小佐野町3-4-10
	鵜住居保育園	生後2か月～就学前	70	鵜住居町3-10
	ピッコロ子ども倶楽部桜木園	生後2か月～就学前	60	桜木町1-5-18
小規模保育事業所	(Ａ型) スクルドエンジェル保育園かまいし園	生後3か月～２歳	12	甲子町9-12-1
	(Ａ型) 虹の家	生後2か月～２歳	12	中妻町1-16-10
	(Ｂ型) きらきら保育園	生後3か月～２歳	12	定内町2-11-15

※ 小規模保育事業所は、満３歳になった年度の３月31日まで在園できます。

保育料の決定方法

◆ ２号認定児童（３歳～５歳児）
国が令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化により、保育料は無償です。

◆ ３号認定児童（０歳～２歳児）
保育料は、保護者の住民税所得課税額により算定します。対象の課税年度が９月で切り替わるため、前期（４～８月）と後期（９～３月）で保育料が異なる場合があります。
令和５年４月１日から、釜石市の独自施策により、**年齢にかかわらず世帯で監護する第２子以降の保育料を無償化**しています。



保育料表はこちらから（釜石市ホームページ）

令和9年４月入所手続きの流れ

【入所申込】
11月2日から11月30日まで

入所申込は、令和8年11月2日（月）から11月30日（月）まで（**土日祝日は除く**）の期間に**市こども家庭センター窓口**で受付しています。
※ ４月入所の場合、**慣らし保育も４月から開始**します。
※ 現在、保護者が育休中の場合、**職場復帰月の前月から入所できます**。
（例：５月15日から職場復帰予定→４月１日入所が可能）
別紙「提出書類の詳細説明」をもとに書類をご提出ください。
期限を過ぎての提出や不足書類がある場合は、申込受付できませんので、ご注意ください。

【入所審査】
15日から20日前後

入所希望者多数の場合は、書類・面談で確認した家庭状況により優先度を判定し、優先順位の高い家庭から決定します。

【結果通知】
～１月中旬

入所の可否に関わらず、結果が確定した順に連絡します。
◆入所決定した場合　園から面談日程の調整のため電話連絡があります。
面談後、入所の準備をしてください。
◆待機となった場合　令和9年３月入所まで審査を継続します。
※ ５月入所から令和10年３月入所までの審査結果は、入所決定した場合のみ連絡します。

【認定証交付】
３月下旬

入所の可否に関わらず、保育認定した家庭に「教育・保育給付認定証」を交付します。
※ 教育・保育給付認定証は、保育施設への入所資格があることを証明する書類です。入所決定をお知らせするものではありません。

申込手続き等の問い合わせ先

釜石市こども家庭センター　電話：0193-52-0094
場所：釜石市天神町5番20号　（新庁舎1F）